

コラボヘルスにおける共済組合と所属所間の健康診査の結果等の 共有・活用について

愛媛県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）では、地方公務員等共済組合法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）の健康の保持増進のための保健事業（健康診査や保健指導等）を実施しています。

また、保健事業の実施に際しては、組合と所属所の連携・協働（以下「コラボヘルス」という。）の推進が不可欠であるとされています。

今後、一層の組合員等の健康の保持増進に向けて、コラボヘルスをより一層推進し、効果的・効率的に保健事業を実施するよう、地方公務員等共済組合法第 18 条及び個人情報保護に関する法律第 27 条第 5 項第 3 号の規定に基づき、健康診査の結果等を組合と所属所で共有し、活用することとなりますので、同号（※）の規定に基づき、下記のとおりお知らせいたします。

※個人情報の保護に関する法律

第 27 条（第三者提供の制限）

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1)・(2) 略

(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

共同利用する者の範囲

所属所／所属所の共済事務担当課又は労働安全衛生業務担当課の職員

（責任者）共済事務担当課長又は労働安全衛生業務担当課長

組合／組合の保健事業に係る役職員

（責任者）保健課長 TEL 089-945-6318

○健康診査の結果等を組合と所属所で共有し、活用する事業の内容

生活習慣病の予防や悪性新生物の早期発見等を目的に、以下の保健事業を実施します。

保健事業名	概要	共有情報	項目
(1) 職場環境の整備に向けた取組			
組合と所属所による情報共有会議	所属所と共済組合が連携して、喫煙や食事、運動習慣改善のための整備を実施する	組合員・被扶養者 年齢 性別 等	事業者健診項目・特定健康診査項目
組合から所属所への情報提供	健康意識を向上し、生活習慣の改善に資する情報を所属所別に提供する	組合員・被扶養者 年齢 性別 等	事業者健診項目・特定健康診査項目
(2) 組合員等への意識付け			
組合員等の健康意識向上等を目的とした情報提供	健康意識を向上し、生活習慣の改善に資する情報を提供する	組合員・被扶養者 年齢 性別 等	事業者健診項目・特定健康診査項目
組合員等の健康意識向上等を目的とした個別性の高い情報提供	健康意識を向上し、生活習慣の改善に資する情報を組合員等の状況に合わせて個別に提供する	組合員・被扶養者 年齢 性別 等	事業者健診項目・特定健康診査項目
(3) 保健事業における取組			
特定健康診査	生活習慣病リスクの早期発見を目的とした健康診査を実施する	組合員・被扶養者 年齢 性別 等	特定健康診査項目・未受診情報
特定保健指導	特定健康診査の結果から、特定保健指導の対象者に対する専門職からの保健指導を実施する	組合員・被扶養者 年齢 性別 等	特定健康診査項目・保健指導区分、実施状況
健診結果及び健康リスク保有者の共有による健診後フォロー	健康診査の結果を用いた専門職による受診勧奨、保健指導等を実施する	組合員・被扶養者 年齢 性別 等	事業者健診項目・特定健康診査項目
要治療者等に向けた医療機関の受診勧奨	健康診査の結果から、医療機関の受診が必要であるが未受診である者に受診勧奨を実施する	組合員・被扶養者 年齢 性別 等	事業者健診項目・特定健康診査項目・未受診情報
糖尿病等の生活習慣病重症化予防	健康診査の結果から、生活習慣病の重症化の可能性が高い者に専門職からの保健指導等を実施する	組合員・被扶養者 年齢 性別 等	事業者健診項目・特定健康診査項目・未受診情報・保健指導実施状況

保健事業名	概要	共有情報	項目
若年層（40 歳未満）に向けた肥満対策等の生活習慣病予防	健康診査の結果から、若年層（40 歳未満）に向けた生活習慣病に関する情報提供及び専門職からの保健指導を実施する	組合員・被扶養者 年齢 性別 等	事業者健診項目・特定健診質問票項目・保健指導実施状況
人間ドック・がん検診の実施と要精密検査者等に対する受診勧奨	生活習慣病の予防や悪性新生物（がん）の早期発見を目的とした健康診査及び要精密検査者等に対する受診勧奨を実施する	組合員・被扶養者 年齢 性別 等	事業者健診項目・特定健康診査項目・がん検診等項目
後発医薬品利用促進	後発医薬品の利用により医療費の削減が可能な者に、差額通知を提供する	組合員・被扶養者 年齢 性別 等	後発医薬品未利用情報

※ 特定健康診査項目とは、身長、体重、BMI、腹囲、既往歴、自覚症状、他覚症状、血圧、中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール、GOT、GPT、 γ -GTP、血清クレアチニン、空腹時血糖、HbA1c、随時血糖、尿糖、尿蛋白、ヘマトクリット値、血色素量、赤血球数、眼底検査、医師の診断、質問票（服薬、既往歴、貧血、喫煙、飲酒、20 歳からの体重変化、30 分以上の運動習慣、歩行速度、咀嚼、食べ方、食習慣）とします。

※ 事業者健診項目とは、身長、体重、BMI、腹囲、業務歴、既往歴、自覚症状、他覚症状、血圧、中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール、GOT、GPT、 γ -GTP、血清クレアチニン、空腹時血糖、HbA1c、随時血糖、尿糖、尿蛋白、血色素量、赤血球数、心電図、胸部エックス線検査、喀痰検査、視力、聴力、医師の診断、医師の意見、質問票（服薬、既往歴、喫煙）とします。

※ がん検診等項目とは、眼底検査、大腸がん検査、HbA1c 検査、血清クレアチニン検査、上部消化器 X 線検査、デジタル CR 検査、ヘリカル CT 検査、子宮頸がん検査、乳がん検査、PSA 検査とします。

- ・ 本事業で取り扱う個人データ（個人情報）には、レセプト（診療報酬明細書：病歴・治療内容等）は含まれません。ただし、レセプトから、生活習慣病の予防対象者の抽出や通院状況の確認に必要な内容（糖尿病、高血圧症、脂質異常症、脳血管疾患、虚血性心疾患、慢性腎臓病等に関する通院や服薬状況）は含みます。
- ・ 共有する個人データ（個人情報）は、本事業の事業内容及び目的に沿った利用範囲内でのみ使用し、人事評価等に用いられることは一切ありません。上記の目的以外で使用された場合は、前記責任者及び違反者に罰則が課せられます。
- ・ コラボヘルスにおける所属所との健康診査の結果等の共有について同意されない場合は、所属所又は組合に申し出てください。ただし、特定健康診査の結果等を所属所から共済組合へ提供すること等、法令により共有するものについては共有を拒否することはできません。